

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： しば保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 鈴木 登之宗	定員（利用人数）： 100名（82名）	
所在地： 愛知県名古屋市南区芝町152-1		
TEL： 052-825-8616		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 5年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 みなみ福祉会		
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員： 9名
専門職員	（園長） 1名	（看護師） 1名
	（保育士） 16名	（保育補助） 3名
	（調理員） 2名	（調理補助） 3名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 給排水、電気、照明
		空調機、空気清浄機、トイレ
		プール、園庭、固定遊具

③理念・基本方針

★理念

- ・法人 【Vision（2040年の目指す姿）】
誰もがつながり、助け合う社会を創る
- 【Mission（社会における存在意義）】
未来を担う子どもたちの生きる力を育み、健全な成長を支える
- 【Value（職員が大切にしている考え方）】
新しいことへ常に意欲的に挑戦する
変化に柔軟に対応する
共助の中継地点となる
- ・施設・事業所
豊かな愛情をもって、子どもが今を幸せに生活し、明日を生きる力を育てる

★基本方針

- 保育目標
- * 心と体が健やかな子ども
- * 自分を大切にし人と関わる子ども
- * 自分でやりとげることが喜べる子ども
- * 心豊かに感じる子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

公立保育園の方法をそのまま引き継ぐ事を約束して移管したため、昨年と変化の無いように運営をおこなっている。

保育内容で力を入れている部分は、『子どもたちの主体性』を大切に、子どもたちの『やりたいこと』を尊重して日々過ごすことです。公立保育園を選択して入園させた保護者の気持ちは『のびのび・自由に』を望んでいるため、習い事等はおこなわず、ストレスなく一日が生活できるような環境を整えることに力をいれている。そのため、夏は毎日のようにプール・水遊びを実施したり、砂場に水を溜めて泥遊びの日を設定して、今やるべき遊びを提供している。クラス内では遊びのコーナーを設置し、各々が遊びを選択し、自分で夢中になれる場所を選んで過ごしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月10日(契約日) ~
	令和 6年 1月25日(評価確定日) 【令和 5年11月22日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の改善意識

昨年度、園長は、同法人の経営する幼保連携型認定こども園の園長として第三者評価の受審を経験し、今回2年連続しての受審である。第三者評価を通して保育の質を向上させようとの意識が強く、民間移管初年度という苦しい(忙しい)状況の中にあっても、迷わず受審を決意している。5年後の園の姿に思いを馳せ、5年間の変化(改善、成長)を確認しようとしている。移行時の申合わせ事項で、「公立園時代の保育は継続・維持」するも、「職員は変わる」ことを前提として指導にあたっている。

◆働きやすい職場づくり

民営化にあたって多くの新たな職員を迎えたが、開園前に職員を集め、事前研修として運営方針等の共有を図った。様々な経験を有する職員が集まっているが、開設後はそれぞれの良いところを持ち寄る形で園運営が行われている。開設当初は戸惑いもあったが、現在では落ち着いた園運営である。子育て中の職員に対しては、ワーク・ライフ・バランスに配慮したシフトを組んでいる。職員雇用も安定しており、結果として働きやすい職場づくりが進行している。

◆移管後の保護者評価

市から民間移管して1年目であるが、「できるだけ保護者に声を掛け、子どもの姿を伝える」という意識を持ち、市の求める「子どもの自主性が育つような保育」を行っている。その姿が保護者にも評価され、「子どもが楽しく過ごしている」という保護者アンケートの結果に、安心と満足の声が出ている。法人はじめ園長、職員の、保育への柔軟性の高さを評価したい。

◇改善を求められる点

◆ボランティアの受入れ

公立園であった頃から、ボランティアの受入れはほとんどなく、それが継続して現在に至っている。民間移管後の新たな取り組みは四者協議会での協議事項となるが、これまでにない新たな取組として、ボランティアの積極的な受入れを検討することが望まれる。ボランティアは地域との懸け橋的な役割であり、ボランティアの活用によって、園(子ども)と地域との距離が縮まる。

◆マニュアルを活用した職員研修

マニュアルはあるが、職員へ周知されていない部分が散見された。マニュアルの読合わせや研修会を行うことで、職員の意識を育て、自ら動き、発案のできる職員集団になることを期待する。マニュアルは支援の標準化を目的として作成されるが、職員の教育・研修用に活用することで、さらに存在感が高いものとなる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今後の保育園の質を高めるために、公立民営化初年度に受審した事は大きな意義があった。評価結果を受けて、今後の検討課題として中長期計画の具体的計画作成や実習生・ボランティアの受入、地域との連携を積極的におこなって行くこととします。また、職員へのマニュアル周知や研修参加への体制をより一層強化して個々の職員のスキルを上げ、結果的に保育所全体の質があがるようにしていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 法人としての理念「Vision-Mission-Value」（略）に沿い、園の保育理念を展開しているが、民間移行初年度であり、民営化にあたっての申合わせ事項として公立園時代の方針を継続している。四者協議会が園運営に理解を示しており、双方の協力の下に円滑に民間移行が推移している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 区の園長会が年間5回開催され、園長が参加して市の保育行政や福祉動向の把握に努めている。園長は前職時代から園長会に参加しており、行政や他園の園長とも良好な関係がある。民間移行1年間は四者協議会が園運営の統治機能を持つが、協力的な関係が構築されており、現時点で園運営に支障は出ていない。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 移行前の公立園時代の園運営を継続することが申合わせ事項ではあるが、四者協議会や保護者の了承の下に、給食代金の支払い方法は自動引落としに変更された。4月の開園にあたって、様々な経歴の職員が集まって保育の現場に入っており、園長は、今後園としての独自色を出していく際の対応に難しさを感じている。現状、職員配置に不足はないが、外部研修への参加時の調整等では、職員不足も感じられる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「しば保育園 中・長期計画」（2023～2027年度）が策定されている。保育計画を中心に、人材育成や施設整備等が盛り込まれている。しかし、年度ごとの具体的な到達点（数値目標等）の設定がなく、項目の羅列に終わっている。単年度の事業計画の作成に枠組みを示すためにも、年度ごとの到達点等を明確に示すことが望ましい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 民間移行1年目の第三者評価受審である。園運営の大きなくくりとして5年間をイメージしており、5年後の第三者評価受審を見据えた上での、今回の受審である。初年度の事業計画は、前年度までの公立園としての保育に倣っていることもあり、独自性に乏しい内容となっている。実施回数等、可能な範囲で数値目標の設定がある。次回5年後の第三者評価の受審を楽しみに待ちたい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 毎月2回の職員会議があり、次年度に向けての積極的な姿勢での取組みが目立つ。前職の経験が様々なことも利点として作用し、職員会議での意見交換が活発に行われている。特に行事に関しては、実施後に反省会を開催し、次年度に向けての改善策を検討している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 公立園時代から、保護者に対して園の事業を周知する取組みがなかったこともあり、今回の保護者アンケートの「保護者への事業計画の周知」は、肯定率50%と低率であった。次年度以降、保護者の興味や関心の高い行事計画を中心に、子どもを取り巻く様々な保育環境や取組みについて、園の方向性を示す分かりやすい説明資料を作成することが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 今回、初めての第三者評価受審であるが、今後5年ごとに第三者評価を受審し、比較法によって保育の質の向上を把握・確認する計画である。また、保育士会作成の「自己評価表」を使い、職員が自らの保育を振り返っている。保育経験の異なった多様性を含んだ職員集団であり、年間3回の個人面談にて本音で話し合い、均一的な保育を目指しつつも、職員個々のストロングポイントを伸ばそうとしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 保育士会作成の「自己評価表」の結果を基に、期の初め(5月)の面談で個人目標を設定している。年度の中間の10月に、個人目標の進捗を確認するための面談を行っている。このように、「自己評価表」の結果が個人の保育実践にはつながっているが、「自己評価表」を集計・分析して、園全体の課題や問題点の抽出には至っていない。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任は「運営規程」に記載されており「職務分掌規程」や「職務分担表」でも詳細が確認できる。年間3～4回発行される「4者協ニュース」に「公立園時代の方針を踏襲する」ことを前提とした園長のコメントを載せている。園長不在時の、災害発生等に際しての園長の役割や権限の代行は「運営規程」の記述から常勤の主任保育士がその任にあたることを読み取れる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>様々な経歴の職員集団であり、研修によって統一感のある組織づくりを目指している。ただ、通常の保育に限っては職員配置に不足はないが、研修参加に関しては勤務シフトの調整が必要となっている。全国的に、保育所における不適切な保育が報道されていることもあり、全職員を対象に権利擁護に関する研修受講を行った。多様な価値観を持つ職員群ではあるが、研修によって意識統一を図りたい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>昨年度、法人の経営する幼保連携型認定こども園の園長として第三者評価の受審を経験し、2年連続しての受審である。第三者評価を通して保育の質を向上させようとの意識が強く、民間移行初年度という苦しい（忙しい）状況の中にあっても、迷わず受審を決意している。移行時の申合わせ事項で「公立園時代の保育は継続・維持」するも「職員は変わる」ことを前提として指導にあたっている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>市の公立園に倣い、保育園支援システム「コドモン」が導入されており、子どもの登降園管理や連絡事項の配信・受審がICT化されている。職員に関しても、指導計画の作成が「コドモン」で行われ、出勤や有給休暇、時間外勤務等は、勤怠管理システム「クロノス」で行われている。4月の民間移行直後は時間外勤務の多い職員もいたが、現在は時間外勤務も少なく、職員による偏りもない。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>民間移行初年度の2023年度から2032年度までの10年間の「職員採用計画」を策定している。将来的な保育の動向を予測し、加えて退職者数（産休、育休、復帰等）を考慮して計画を立案している。実際の職員採用は、正規職員、非正規職員ともに法人本部マターであり、園としては就職フェアに参加したり、大学等の養成校を訪問したりして側面から支援している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>目標管理のための「面談目標シート」があり、職員個々に目標を設定し、園長との年間3回の面談で目標の達成に向けて取り組んでいる。ただ、人事考課の結果の分析から目標管理の個人目標を導き出す手法は取られておらず、目標の設定根拠が曖昧にならざるを得ない。明確な根拠を持った個人目標を設定し、その目標の達成度を人事考課で評価し、処遇に反映させることが望ましい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>民営化にあたって多くの新たな職員を迎えたが、開園前に職員を集め、事前研修として運営方針等の共有を図った。様々な経験を有する職員が集まっているが、開設後はそれぞれの良いところを持ち寄る形で園運営が行われている。開設当初は戸惑いもあったが、現在では落ち着いた園運営であり、職員雇用も安定している。子育て中の職員に対しては、ワーク・ライフ・バランスに配慮したシフトを組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>目標管理のための「面談目標シート」があり、職員個々に目標を設定し、園長との年間3回の面談で目標の達成に向けて取り組んでいる。5月の期首面談で個人目標を設定し、10月には進捗確認の面談が実施されている。期末には、最終評価の面談が予定されている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画に職員研修の方針を示し、市の保育運営課が企画する研修を主体として、「職員研修計画」を作成している。その研修計画に従って職員が研修を受け、受講後に「研修報告書」を提出している。「研修報告書」には、研修を受けた職員の気付きやアクションプランが記述されている。課題としては、職員の気付きやアクションプランが、園内の実務に反映されたか否かの確認が行われていないことである。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の保育運営課が企画する研修が主体となるが、年間6回の園内研修やリモート研修も計画されている。研修に使用された資料を休憩室に備え付け、研修に参加できなかった職員にも内容が分かるように配慮している。また、リモート研修を導入することによって、短時間勤務の非正規職員も、勤務シフトを調整して研修を受講することが可能となっている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習受入れマニュアル」があるが、民営化移行の初年度であり、また、受入れ態勢が整わないこともあって、今年度の受入れは自粛している。来年度は、既に1名の実習生受入れが決定している。次年度以降の、積極的な実習生受入れを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>民間移管1年目であり、現時点で園のホームページは開設されていない。法人のホームページはあるが、公開されている情報は豊富であるとは言い難い。「社会福祉法」第75条（情報の提供）の求めるところにより、適切な情報の公表を行うことが望ましい。また、苦情解決に関する規程やマニュアル類の備え付けがなく、早急な整備が求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園における現金の出納はほとんどなく、決裁権を持つ園長が法人の経理部と連携して現金管理を行っている。法人監事による内部監査は、法人本部において書面監査を予定している。行政による民間移管1年目の監査は、特段の大きな指導・指摘事項もなく、概ね良好な結果であった。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 事業計画の中に「地域交流事業」の項目を掲げ、具体的な取組みを記載している。内容は、高齢者施設との交流、子育てサロン「みつばち」への職員派遣、園の夏まつりに卒園児を招待、園開放「しばっこクラブ」の開催等々である。また、園長が近隣の園に呼びかけを行い、子どものドッジボール大会の開催も実現の目途が立ってきた。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 公立園であった頃から、ボランティアの受入れはほとんどなく、それが継続して現在に至っている。民間移管後の新たな取り組みは四者協議会での協議事項となるが、これまでにない新たな取組として、ボランティアの積極的な受入れを検討することが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 園（子ども）にとって必要な地域の社会資源が、ジャンル別に一覧表化されている。行政機関を網羅した「緊急連絡先一覧」があり、医療機関は「病院連絡先リスト」に、ライフライン関係は「業者連絡先一覧」にまとめられている。現在、家庭での虐待が疑われる子どもはおらず、児童相談所との直接的な関わりはないが、必要に応じて連携できる体制は整っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 開設1年目であり、積極的に地域に出て、福祉ニーズや地域の課題の収集に努める活動は薄い。地域の未就園児親子を対象とした「しばっこクラブ」に参加する保護者から質問を受け、それに答える取組みの中から地域の福祉ニーズを拾っている。今後は、地域の様々な会議・会合への参加を積極的に行い、地域の福祉ニーズの更なる把握に努められたい。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 地域の未就園児親子を対象とした園開放「しばっこクラブ」の実施や、子育てサロン「みつばち」への職員派遣等を行い、地域の子育て世代を支援している。高齢者施設（デイサービス）との交流は、共生型社会創設に向けての一步である。「公立園時代の方針を継続する」との制約の中、可能な限りの活動を展開している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の保育の方針を引き継ぎ、子ども主体の保育を行っている。今年4月の開園であるが、研修を積極的に受け、職員会議等で話し合いをすることで、保育への共通理解を図っている。保護者アンケートでも概ね良い評価であり、移管後の四者協議会（保護者代表・法人理事長・園・名古屋市）においても、満足度は回を追うごとに高くなっている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「しば保育園個人情報管理規程」を指針に、職員は内部研修の他、オンラインでの研修を受けている。不適切な保育の報道（新聞、ニュース）を事例に、会議等で話題に出すなどして、共通の意識で保育できる環境を作っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>区役所に園全体のリーフレットを綴った冊子が置いてあり、利用希望者が園の情報を得ることができるようにしている。見学希望者があれば、個々に丁寧な説明と見学の機会を設けている。ホームページは開設されており、今後の予定としている。園の保育を発信することで、利用者また利用希望者への情報提供となり、保育サービスの選択の幅が広がるため、早急な導入を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>入園時に必要なことは、入園説明会で園長が説明している。移管初年度のため、公立園時代から在籍している子どもの保護者の中には、「昔過ぎて忘れてしまった」という意見もあった。しかし、冊子で配付しているためすべてに行きあたり、確認しやすい。外国籍の保護者へは、手紙等を翻訳して渡しているが、正確であるかは判別する手立てがない。重要な事項は行政の翻訳者に依頼するなど、配慮が必要である。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所の変更における手順や文書の定めは確認できなかった。マニュアルで確認ができるよう、整備が必要である。園長、主任の指示の下、転園等の対応は滞りなく行えてはいるが、定めを確認できる材料がある事で、誰でも同じ対応ができる。手順のマニュアル化を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個別懇談やクラス懇談会を行っている。四者協議会で関係者の話し合いが行われ、その都度保護者の満足度アンケートを行っている。数ヶ月に1度のアンケートでは、初めに比較して保護者の満足度は高くなっている。市内の移管園の中では、保護者評価の高い園であることが、市の担当者からも伝えられている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは整備されており、保護者へは入園時に知らせている。また、園のエンタランスに掲示がしてあった。日々のコミュニケーションを大切に、苦情となる前に対処するよう努めている。「苦情処理簿」も整備されているが、起こったことの記入に留まっている。苦情の経過や結果が分かるような仕組みを確立されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · b · c
<p><コメント> 相談窓口については「園のしおり」に記載されている。個人的な相談や発達に関わる相談においては、職員室や別室で窓やカーテンを閉めて行うなど、プライバシーに配慮している。担任へ相談が来ることが多いが、担任では処理しきれない問題には園長、主任で対応している。毎日の保護者への声掛けで、親しみを持って相談しやすい環境作りを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a · b · c
<p><コメント> 意見・苦情に対するの対応マニュアルは、整備されていない。苦情解決の仕組みや苦情を受けた後の手順、具体的な検討方法などのマニュアルを作成することで、相談の手順が職員に周知でき、迅速な解決の手助けとなる。現在、担当職員がマニュアルの作成を計画している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a · b · c
<p><コメント> 保育の中で必要とされるマニュアルは整備されつつあるが、運営について職員が知ることのできる全体的な内容を示したものは確認できなかった。年度ごとの「運営案」として、リスクを減らすために行っている事を含めた園の実態を職員へ周知することで、責任も生まれ理解度も深まっていく。それが職員の成長につながる。職員間で情報を共有するための指針となる「運営案」を年度ごとに作成されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a · b · c
<p><コメント> 「感染症対応マニュアル」があり、感染症発生時には保護者へ「園のしおり」での園の対応を含めて周知している。感染症発生時は、クラスごとに感染症の詳細を記した掲示物を出し、口頭でも伝えている。「マニュアルの周知がされていない」との職員の意見があったため、マニュアルの読合わせの勉強会などを行い、皆で同じ対応が取れるようにし、保護者の安心につなげることを望みたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a · b · c
<p><コメント> 避難訓練を月1回行い、さまざまな時間や場面設定を行って対応している。備蓄食料は3日分の保管があり、備蓄品を管理するための責任者も決まっている。「保護者の安否確認の方法がない」との職員の意見があり、早急な検討が必要な事項だと認識している。災害時の避難場所や電源確保など、地域との連携を図って課題の解消に努められたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a · b · c
<p><コメント> 様々なマニュアルが整備され、保護者の大きな不満も生まれずにスムーズに移行している。「保育の全体的な計画」から、保育の目標「グランドデザイン」を全員で作成し、月案、週案へつなげている。まだ、移管後半年であることから、マニュアルを職員間で確認しあい、検討し、改善して、生きたマニュアルとなるよう、園としての標準的な実施方法を確立していくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a · b · c
<p><コメント> まだ、民間園に移行して日が浅く、保育計画については、上半期の保育反省を職員会で検討しあい、下半期の目標を立てていくという作業を行ったばかりである。しかし、マニュアルの周知が十分ではないため、マニュアルに関しては、口頭での指導に留まっている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」に基づき、指導計画が作成されている。また、低年齢児の個別指導計画、障害のある子どもの個別指導計画も作成されている。主任とフリー保育士が助言と指導を行っている。月末に反省を記録し、それを踏まえて次月の計画としている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画はパソコンのアプリ内で行っている。作成後主任が確認し、指導をしている。毎月の評価・反省から次月への目標設定へつなげている。半年に1度、半期の反省会が行われており、その結果を職員会議で話し合い、次の半期の目標を立てている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 「児童記録」を年度末に担任が記録している。園で統一された記録様式で記入し、年度末、年度初めに担任同士での引継ぎも行い、子どもの情報を共有している。記録はアプリ内に保管されるため、他の学年のものも確認できる。記録の作成に関して、職員の中で迷いもあるため、記録作成の手順書（マニュアル）の作成や園内研修などで記載方法の統一を図りたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 個人情報の保護についての規程があり、職員には入社時に研修・教育が行われている。保護者へも入園時に説明があり、詳しい内容とともに、確認の署名も受けている。個人情報の保護についての書面はあったが、規程や記録の保管の情報に関する書面は確認できなかった。保存と廃棄の規程等を整備すれば、職員全体で周知できることで安心を得られる。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<コメント> 「保育の全体的な計画」の中に、園の理念・方針は明文化されている。また「グランドデザイン」として、目標を年度初めに全員で決めて取り組んでいる。半年ごと、年度ごとの反省会があり、その結果を次の計画へ活かしている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<コメント> 夏の園庭遊びに、遮光ネットで園庭に屋根をつけ、安心して遊べるよう配慮している。低年齢児の保育室が2階にあるため、2階にもテラスがあり、毎日外遊びができるようになっている。乳児の部屋は清潔に保てるように配慮し、保育園全体の清掃は掃除専門の職員を雇用し、常に清潔を保っている。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a・②・c
<コメント> 幼児クラスの人数も多くなく、担任も2人制で行っており、目の行き届きやすい環境が整っている。自主性を大切に、好きな遊びを選べるような仕組みができています。建物は、清潔にしているものの築年数が経っているため、遊具を含めて危険個所の確認や、安全管理の点検等を職員が行うことで、職員の安全への意識も深まり、子どもたちの一層の安全につながる。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<コメント> 子どもがやろうとする気持ちを尊重するため、手順を記載した絵を貼っておくなどして、自分でやろうとする環境を作っている。低年齢児のトイレには、ティッシュをたたんで置いておくなどの配慮があり、排泄の後、自分で拭くことができるようにしている。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<コメント> 主体的な活動ができるような環境を整えている。おもちゃを自分で選び、自発的な遊びを実現できるようにしている。遊び場をできるだけ限定せず、室内と戸外に分かれて遊んでも常に担任の目が届くよう、複数担任制が取られている。制作活動においても、一斉活動が中心ではなく、やりたい子が集まれるような保育体制が主となっている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<コメント> 「連絡ノート」で家庭との連携を密にし、毎日のやり取りで子どもの情報を共有している。0、1歳児が同じ保育室であるため、月齢を加味して保育をしている。室内に仕切りを付けて部屋を分けることができるため、活動によっては部屋を分けて過ごしている。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a・②・c
<コメント> 気候の良い日は公園などに散歩に出かけ、外で過ごす機会を多く作っている。低年齢児用の広場があり、プールも行っている。写真やホワイトボードなどを利用して、一日の生活を保護者へ知らせている。しかし、今の時代はSNS等での発信をすることで、保護者がより一層見やすく、共有もしやすくなる。四者協議会での検討課題として提案されたい。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 各クラス2名の職員が担当し、手厚い職員配置で保育をしている。主体的な活動を大切にしているため、子どもの意見を聞きながら活動を計画している。子ども会議で、話し合いができる気持ちを汲み取る保育を行っている。家庭にも保育の情報を発信しているが、今後はSNSなどを利用して、家族で共有できるような発信も検討の余地がある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの個別支援計画は作成されている。また、他の事業所を併用する子どもに関しては、先方の事業所の方から、保育園生活との継続した関わりができるような面談や保育参観の要望があり、連携して子どもの発達を見守っている。配慮の必要な子どもの安心した生活のために、落ち着ける場所の工夫や、保護者への理解等は、これからの課題として捉えられたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「連絡ノート」で、子どもの様子を伝えている。長時間保育の中でも、いきなり合同保育とせず、人数に応じてゆったり遊べるよう、クラスを分けて安心して過ごせるような配慮をしている。「業務日誌」が職員室にあり、そこに一日ごとの情報を記録している。欠席した子どもや散歩の行先等が記載され、園で行ったことが分かりやすい。延長時間の相談や伝言を記録すると、翌日には全体に伝わる仕組みがある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 近くに小学校があり、緊急時の避難場所になっている。入学前の小学校への引継ぎとして「幼・保・小連絡会」があり、そこで就学時の情報を伝えることができる。特別な支援の必要な子どもに対しては、特別支援学級への配置を依頼しているが、今後は、園での早目の情報提供が必要となってくる。安心して就学できるよう、園からの発信や小学校の連絡窓口との情報の共有が望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 「健康状態異常緊急マニュアル」や「衛生管理マニュアル」はあるが、職員のマニュアル理解は薄い。職員会議や日々の生活での管理体制は整っており、家庭への啓蒙活動も積極的に行っている。ホワイトボードで感染症の発生情報を知らせ、感染症の詳細が分かる資料を掲示している。「業務日誌」で職員全体にも知らせている。マニュアルを職員全体に周知し、同じ対応をして保護者満足にもつなげられたい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果はアプリで知らせている。子どもの日々の健康は、看護師が中心となって把握をしている。職員間で報告をしあったりはするが、保護者への啓蒙については「園だより」に載せるなどの健康に関する情報提供が主である。今後は、結果を踏まえて、保育へ活かせるような活動も計画されたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」があり、医師による「健康管理指導票」を基に適切に対応している。アレルギー児への食事の提供は、トレイの色を変え、名前を付けて他と混ざらないように提供している。職員はオンラインで研修を受け、調理員も研修を受けている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 月案に食育計画があり、子どもたちが栽培して収穫したものを、園で調理して食べる機会がある。給食の写真を掲示し、子どもたちが楽しみにできるような働きかけがある。保護者と一緒に掲示を見て、親子の会話が増えたり、食物のことについて話し合う機会の提供となっている。さつま芋を収穫して、茶巾絞りを作り、アレルギー児も一緒に食べて楽しむなど、食育活動が充実している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · b · c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」が作成され、市の栄養士が作成する献立で給食を提供している。「衛生管理マニュアル」に従って、3名の調理員が園児の嗜好を調査しながら給食を提供している。アレルギー児の給食はトレイを変え、提供の前に誤食予防のための確認体制がとられている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a · b · c
<コメント> 送迎時に職員から積極的に声を掛け、園での子どもの様子を知らせている。保護者会の活動も熱心に行われており、夏祭りの模擬店や運動会への参加もある。園と保護者が密接につながり、子どもたちにより良い行事となるような協力体制ができている。「お便り帳」の利用やホワイトボードに書いて、日々の保育の様子などの情報を発信している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · b · c
<コメント> 個別懇談会や個別の相談を受けている。主に担任や園長・主任が受けているが、その情報がすべての職員へ渡っていない。職員会議で話をし「職員会議録」で全員が知らされているが、その結果やその後の対応までの話はできていなかった。同じことを繰り返さないためにも「苦情処理簿」の充実と、職員への情報の共有の方法を構築されたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a · b · c
<コメント> 虐待対応のマニュアルがあり、問題が発生した場合には職員会議で話をして共有している。児童相談所と連携があるが、すべての職員にその情報が発信されていない。マニュアルの読み合わせや職員研修など、すべての職員が同じ知識を持って見守りができるような体制作りが求められる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · b · c
<コメント> 「保育の全体的な計画」や月案、週案などはすべて、作成から評価反省までのPDCAサイクルが構築されている。アプリ内で記録することで、職員の作業時間の軽減にもなっている。半年ごとの全体での評価反省会で見直しをされる。		